

#### 第 4 0 号議案

足立区における保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 2 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区における保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例  
足立区における保育の実施等に関する条例（平成 2 3 年足立区条例第  
4 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

足立区における保育の利用等に関する条例

第 1 条の見出しを「（目的）」に改め、同条中「保育所において保育  
の実施を行うとともにその他適切な保育により保護」を「保育所におけ  
る保育その他適切な保育」に改める。

第 2 条各号列記以外の部分中「当該各号」を「それぞれ当該各号」に  
改め、同条第 2 号及び第 3 号中「保育の実施」を「保育の利用」に、「  
保育を行う」を「保育を受ける」に改め、同条第 4 号中「による保護」  
を削り、同条第 5 号中「保育の実施等」を「保育の利用等」に、「保育  
を行う」を「保育を受ける」に改め、同条第 6 号中「保育の実施等」を  
「保育の利用等」に改める。

「第 2 章 保育の実施」を「第 2 章 保育の利用」に改める。

第 3 条中「保育の実施」を「保育の利用」に改める。

第 6 条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「保育の実施」を「保  
育の利用」に改め、同条第 1 号及び第 3 号中「保育を実施する」を「保  
育を利用させる」に改める。

第 7 条（見出しを含む。）中「保育の実施」を「保育の利用」に改め  
る。

「第 3 章 その他の保育の実施」を「第 3 章 その他の保育の利用」

に改める。

第 8 条（見出しを含む。）中「保育の実施」を「保育の利用」に改める。

第 10 条第 2 項中「保育の実施」を「保育の利用」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 認可外保育施設の利用承認に当たっては、法第 24 条第 3 項の規定を準用し、同項の規定による利用の調整を行う。

第 15 条（見出しを含む。）、第 16 条の見出し及び第 18 条の見出し中「保育の実施」を「保育の利用」に改める。

第 20 条第 1 項中「保育の実施等」を「保育の利用等」に改める。

第 27 条の見出し中「足立区子ども施設指定管理者等選定審査会」を「足立区子ども施設指定管理者選定等審査会」に改め、同条中「の選定審査」の次に「及び指定管理者が行う管理の業務の評価」を加え、「足立区子ども施設指定管理者等選定審査会条例」を「足立区子ども施設指定管理者選定等審査会条例」に、「足立区子ども施設指定管理者等選定審査会」を「足立区子ども施設指定管理者選定等審査会」に改める。

別表第 1 同東谷中保育園の項及び同東栗原保育園の項を削る。

#### 付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、付則第 5 項の規定は、公布の日から施行する。

（足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正）

2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和 39 年足立区条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の部足立区子ども施設指定管理者等選定審査会の項中「足立区子ども施設指定管理者等選定審査会」を「足立区子ども施設指定管理者選定等審査会」に改める。

( 足立区社会福祉法人の助成に関する条例の一部改正 )

- 3 足立区社会福祉法人の助成に関する条例 ( 平成 5 年足立区条例第 17 号 ) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「足立区における保育の実施等に関する条例」を「足立区における保育の利用等に関する条例」に改める。

( 足立区子ども施設指定管理者等選定審査会条例の一部改正 )

- 4 足立区子ども施設指定管理者等選定審査会条例 ( 平成 23 年足立区条例第 32 号 ) の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

足立区子ども施設指定管理者選定等審査会条例

第 1 条中「の選定審査」の次に「及び指定管理者が行う管理の業務の評価」を加え、「足立区子ども施設指定管理者等選定審査会」を「足立区子ども施設指定管理者選定等審査会」に改める。

第 2 条中「足立区における保育の実施等に関する条例」を「足立区における保育の利用等に関する条例」に改める。

第 3 条中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- ( 2 ) 指定管理者の指定期間中における管理の業務に係る評価に関すること。

第 3 条に次の 1 号を加える。

- ( 4 ) 前 3 号に定めるもののほか、教育委員会が特に必要と認めること。

( 足立区立認定こども園条例の一部を改正する条例の一部改正 )

- 5 足立区立認定こども園条例の一部を改正する条例 ( 平成 26 年足立区条例第 57 号 ) の一部を次のように改正する。

第 14 条の改正規定中「足立区における保育の実施等に関する条例」を「足立区における保育の利用等に関する条例」に改める。

( 足立区学校法人の助成に関する条例の一部改正 )

- 6 足立区学校法人の助成に関する条例 ( 平成 26 年足立区条例第 67

号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「足立区における保育の実施等に関する条例」を「足立区における保育の利用等に関する条例」に改める。

(提案理由)

児童福祉法の改正等に伴い規定を整備するとともに、指定管理者が行う業務の評価を附属機関において行うこととするほか、区立保育所を廃止する必要があるので、この条例案を提出いたします。